

宿 泊 約 款

(宿泊約款のご案内)

1. 当ユースゲストハウス ATOMA (以下当ホステル) の利用にあたっては、一般の旅館やホテルと同様に、宿泊客の皆さんと当ホステルの間で、利用に関する契約が行われます。そして、この契約に関係した約束ごとを法律上では「宿泊約款」といい、「宿泊約款は、この記載された内容に従って、当ホステルとの利用契約が行われます。」ということをおみなさんに確認していただくためにお知らせするものです。

この約款に定めていない事については、法令または一般的な慣習となっていることなどが適用されます。

2. 法令及び慣習に反しない範囲で特別な契約(特約)が行われたときは、その特約が優先するものになりますのでご了解下さい。

(宿泊のお申込み)

3. 宿泊の申込み(予約)の際は、次の事を確認の上、お申し出下さい。

- (1) 宿泊される方のお名前、住所または連絡先、性別・人数、有効なユースホステル会員証をお持ちかどうか。
- (2) 宿泊日と到着予定時刻。
- (3) 食事が必要か不要か。夕食、朝食などもお申し出下さい。
- (4) 個室や家族室等の利用を希望される場合は、お申し出の際、料金をご確認下さい。
- (5) 宿泊料金は、当ホステル Web サイト、「ホステリングガイド」や市販のユースホステルガイドブックなどに標準料金が公表されていますが、当館の Web サイトまたはお電話等で最新の料金をご確認下さい。
- (6) その他当ホステルが確認または当ホステルがご提供できるサービスなどをご案内する必要がある場合は、お訊ねまたはご案内いたしますので、ご了解下さい。

(宿泊期間の延長)

4. 宿泊中に当初申し出のあった宿泊日を延長される場合は、当ホステルがその申し出を了解した時に新たな契約として成立します。

(宿泊契約の成立、予約金等)

5. 宿泊契約に関わる予約や違約については、当ホステル Web サイト、日本ユースホステル協会 Web サイト、市販のユースホステルガイドブックなどで告知されております。
6. 宿泊契約は、申込みを当ホステルが承諾したときに成立します。
7. 宿泊契約が成立したときは、予約金の支払いをお願いする場合があります。予約の人

数が多かったり、長期の宿泊、特別な混雑期、特別な依頼を受けた場合などが該当し、その場合は当ホステルが指定する日までにお支払い下さい。

予約金は、契約金額の一部または全額をお支払いいただきます。

8. 当ホステルは、宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、予約金の支払いを求めなかった場合及び予約金の支払期日を指定しなかった場合は、予約金の支払いは不要です。
9. 予約金は、利用された際の宿泊料金に充当し、差額がある場合は、宿泊料金精算の際にお支払いいただきます。また、宿泊の取消しなどで違約金が発生した場合は、その違約金に充当します。さらに、施設などへの損傷等により賠償責任が生じた場合の賠償金に充当します。これらに充当した後、残額があれば、返金いたします。
10. 当ホステルが指定した日までに予約金をお支払いいただけない場合は、宿泊契約は失効します。但し、予約金の支払期日を指定するにあたり、当ホステルがその旨をお伝えした場合に限ります。

(宿泊のお申込みをお断りする場合)

11. 当ホステルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊のお申込みが、この約款によらない場合
 - (2) 満員により寝室の余裕がない場合
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条等2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会勢力
 - ロ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が伝染病患者であると明らかに認められる場合
 - (6) 旅行者には見えず、生活空間として利用すると明らかに認められる場合
 - (7) 同宿者に異常に恐怖感を抱かせたり、泥酔、異常な汚れによる異臭、騒乱などにより、同宿者に明らかに迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合
 - (8) 施設のまたは労力的に、合理的な範囲を越える負担を求められた場合
 - (9) 不正な会員証の使用と認められる場合
 - (10) 料金の支払いを拒んだ場合。または、支払いのための金銭を所持していないと明らかに認められる場合
 - (11) ホステル内で、宗教活動、政治活動を行うことが明らかに認められる場合
 - (12) 天災や施設の故障などにより、やむを得ない事由により宿泊させることができない

場合

- (13) その他、宿泊しようとする者がホステル運営に重大な支障を与える者と認められる場合

(利用者の都合による宿泊契約の解除)

12. 利用者は、当ホステルに申し出て、宿泊契約の全部または一部を解除することができます。この解除にあたり、予約金の納入如何にかかわらず、別表に記載された違約金をお支払いいただきます。違約金支払い義務については、当ホステルが宿泊契約を承諾する際に、利用者にお伝えします。
13. 当ホステルは、利用者が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は利用者の都合により解除されたものとみなして処理することができますのでご注意ください。

(当ホステルが契約を解除する場合)

14. 当ホステルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合
- (2) 宿泊者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条等 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同第 2 条 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会勢力
- ロ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊しようとする者が、伝染病者または感染症の疑いがあると認められる場合
- (4) 旅行者には見えず、生活空間として利用すると明らかに認められた場合
- (5) 同宿者に異常に恐怖感を抱かせたり、泥酔、異常な汚れによる異臭、騒乱などにより、同宿者に明らかに迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合
- (6) 施設のまたは労力的に、合理的な範囲を越える負担を求められた場合
- (7) 不正な会員証の使用と認められる場合
- (8) 料金の支払いを拒んだとき。または、明らかに支払いのための金銭を所持していない場合
- (9) ホステル内で、宗教活動、政治活動を行った場合
- (10) 天災など不可抗力に起因する事由により宿泊させることができない場合
- (11) 指定の場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホステルが定

める利用規則の禁止事項に従わない場合。または当ホステルマネージャーの指示に従わない場合

(12) その他、利用者がホステル運営に重大な支障を与えると判断した場合

(宿泊の登録)

15. 利用者は、宿泊日当日の到着時、当ホステルの受付において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 利用者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) ユースホステル会員の場合は、会員証種別・番号
- (4) 外国人にあつては、旅券のコピー、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (5) 出発日及び出発予定時刻
- (6) その他当ホステルが必要と認める事項

16. 当ホステルでは、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等での宿泊料等のお支払いを受けられない場合がありますので、宿泊申込みまたは受付の際にご確認下さい。

(寢室の使用時間)

17. 利用者が当ホステルの寢室を使用できる時間は、利用者の病気やけがなどの止むを得ない事情の場合を除き、原則として午後3時から翌10時までとなっています。連続して宿泊する場合においても、同様です。

18. 当ホステルは、時間外の寢室使用に応じることがありますので、ご希望の場合は、当ホステルのフロントにお申し出てご相談下さい。

(生活時間)

19. 当ホステルの受付時間は、原則として午前7時から10時、午後3時から22時ですが、この時間外での受付についてはご相談下さい。その他食事の時間や談話室利用時間、門限等につきましては、受付に掲示されていますので、ご確認下さい。

(宿泊料等のお支払い)

20. お支払いいただく宿泊料金等の内訳は、当館のWebサイトまたはお電話等でご確認下さい。

21. 宿泊料金等のお支払いは、予約サイトでの事前決済はそのサイトポリシーに従ってお支払い下さい。当ホステルご到着後のお支払いは、到着の際または当ホステルが請求した時、受付において行っていただきます。

22. 当ホステルが利用者に寢室を提供し、利用開始後、利用者が任意に宿泊しなかった場合においても、当日分の宿泊料金は申し受けます。なお、宿泊期間中に、宿泊契約の一部を解除する場合、すでにお支払いいただいている宿泊料金から、すでに宿泊・利用等

に要した宿泊料金・食事料金等と別表に記載された違約金を差し引いて、返金いたします。

(当ホステルの責任)

23. 当ホステルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の内容を実行しなかったり、または異なった内容により、利用者の不利益が生じた場合、その損害を補償いたします。ただし、それが当ホステルの責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありませんのでご了承ください。
24. 当ホステルは、消防機関が交付する適マークの対象外施設（2階以下または収容人員が30人未満）であります。防災施設の整備に努めるほか、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した寝室の提供ができない時の取扱い)

25. 当ホステルは、利用者に寝室の提供ができない時は、利用者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋いたします。万一、他の宿泊施設のあっ旋ができない時は、違約金相当額の補償料を利用者にお支払いし、その補償料は損害賠償額に充当いたします。ただし、寝室が提供できないことについて、当ホステルの責めに帰すべき事由がない時は、補償料をお支払いできません。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

26. 当ホステルの閉館時間中、またはチェックイン後やチェックアウト後においてお預りした手荷物に、当ホステルの不可抗力による事故があった場合は、その責を負いません。
27. 利用者の手荷物が、宿泊に先立って当ホステルに到着した場合は、その到着前に当ホステルが了解したときに限って保管し、利用者がフロントにおいてチェックインする際お渡しいたします。
28. 利用者がチェックアウトしたのち、手荷物または携帯品が当ホステルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時は、当ホステルは当該所有者に連絡いたしますので、その処理についてご指示下さい。なお、所有者の指示がない場合または所有者が判明しない時は、発見日を含め7日間保管し、その後最寄の警察署に届けるなど当ホステルの判断で処理いたします。

(駐車・駐輪の責任)

29. 利用者が当ホステルの駐車場または駐輪場をご利用になる場合、車両または自転車のキーをお預かりする、しないに関わらず、当ホステルは場所をお貸しするものであって、車両及び自転車の管理責任まで負うものではありません。

(利用者の責任)

30. 利用者の故意または過失により当ホステルが損害を被った時は、当該宿泊者は当ホステルに対し、その損害を賠償していただきます。

---別表--- 宿泊料金等の内訳(有効なユースホステル会員証所持者)

基本料金	1名1泊素泊まり相部屋にて利用の料金 家族室、グループ室はWebサイトをご覧ください。	3,630円
子供料金	小学生以下の方は子供料金を適用します。	
乳幼児料金	小学生未満のお子様の場合、ベッドを1人で利用される場合は子供料金が摘要となります。保護者が添い寝する場合は、大人1名につき1名様まで添い寝無料です。	
食事料金		夕食 1,650円 朝食 880円

一般料金

当ホステルのWebページをご参照下さい。

---別表--- キャンセル料

当施設のキャンセル料金は、日本ユースホステル協会の規定に準じて下記表の通りとなります。

	個人1~3人	個人4~9人	団体10人以上
利用日30日前~15日前			10%
利用日14日前~7日前		10%	20%
利用日6日前~4日前		20%	30%
利用日3日前~2日前	20%	20%	30%
利用日前日	50%	50%	50%
利用当日 または無断キャンセル	100%	100%	100%

1. 個人の場合、すべての予約の取り直し、または宿泊人数が減じた時の違約金は、それぞれの利用日ごとの分離計算により、宿泊料金(消費税を含む)に対して本表の比率で計算されます。

なお、違約金の積算対象となる宿泊料金は、食事の予約があった場合は、当日分及び過日分の取り直しに関してのみ、食事料金を含んだ料金となります。

但し、行事参加の場合は、行事参加費(基本料金、付帯料金、消費税等を含む)総額が

違約金の積算対象となり、ホステルが参加承諾時に告知した違約金額となります。

※例：[1月5日～7日の1名3泊食事付]の予約で、[1月6日午後3時に取り消しの届け出]があった場合は、1月5日分の違約金は無断キャンセル扱いで[1泊宿泊料金(食事料金、消費税を含む)の100%]が違約金額となり、1月6日分は利用日当日午後5時までに該当して違約金は[1泊宿泊料金(食事料金含む)の70%]、1月7日分は利用日前日に該当し[1泊宿泊料金(食事料金含む)の50%]、合計で[1泊宿泊料金(食事料金を含む)] + [1泊宿泊料金(食事料金を含む)×0.7] + [1泊宿泊料金(食事料金を含む)×0.5]が違約金額となります。

2. 団体の場合、すべての予約の取り消し、または宿泊人数が減じた時の違約金は、契約総金額(基本料金、付帯料金、消費税等を含む)を基に、減じた人数分の金額に対して本表の比率で計算されます。
3. Web サイト(じゃらん・楽天等)からの予約に付いては、各予約サイトのキャンセルポリシー等違約金規定により、違約金を頂戴いたします。

重要・注意 事故補償範囲について

1.送迎中の事故補償

安全運転には注意して送迎しておりますが、事故の際の補償につきましては、当館で加入する自動車保険の範囲内とさせていただきますので予めご了承ください。レッスン、ツアー、体験プラン等の参加および各種レンタルの使用には、保険に加入している場合と、加入していない場合、任意の場合があります。ご参加、ご使用前に必ずご確認ください。

当館で加入している保険以外での補償は出来ませんのであらかじめご了承ください。

スキーやトレッキングは危険が伴うスポーツです。賠償事故・傷害事故・盗難事故等事故の範囲も広く、当館で加入している保険では補償できない事故もあり、レッスンやツアーご参加の前にスキー保険や旅行保険、登山保険等にお入りになることをお薦め致します。

送迎について

1.近隣の駅やスポーツ施設等への送迎

当館では近隣の駅やスポーツ施設等の送迎を行っておりますが、感染症対策のため送迎中止や、不織布マスクの着用をお願いする場合がありますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い致します。なお、送迎の可否や時間帯につきましては別途お問い合わせください。

レッスン、ツアー、体験プラン等について

1.集合時間や場所

レッスン、ツアー、体験プラン等により集合時間は異なりますので、ご確認ください。

2.中止、変更

こちらの都合または悪天候等不可抗力により中止した場合は、開始前は全額返金致します。また、開始後はツアーの行き先の変更等、内容を変更する場合がございますが、やむを得ず中止する場合は、ご提供したサービスに応じて、その分を差し引きましてご返金致します。

3.最低開催人数

最低開催人数に達しない場合、中止、内容の変更をする場合がございます。最低開催人数は、レッスン、ツアー、体験プラン等により異なりますのでお問い合わせ下さい。

各種レンタルについて

1.使用条件

各種レンタル品は全ての気象条件や地形に対応しているものではございません。お客様の責任の範囲内でご使用下さい。

スキー・スノーシュー等は必ず雪上でご使用下さい。

双眼鏡、望遠鏡、カメラ等など衝撃に弱いものは落下させたり、ぶつけないでください。

2.使用中止

レンタル品をご使用中に、故障、破損等不具合が生じましたら直ちに使用を中止してください。レンタル品の使用中に気分が悪くなる、痛みなどが生じた場合は直ちに使用を中止し、医師の診察を受けて下さい。

3.過失による破損

お客様の過失による破損につきましては修理費、代替品の購入の料金を頂戴する場合がございますので、予めご了承ください。

レッスン、ツアー、体験プラン等および各種レンタル使用中の安全と補償について

1.スキーレッスン中のヘルメットの使用

スキーレッスン中はヘルメットの着用をお願いいたします。

ヘルメットの着用のない場合はレッスンをお断りする場合があります。

2.ご自身で健康チェック

必ずご自身で健康チェックを行ってください。発熱や咳、気分が悪い、怪我をされている場合はレッスン、ツアー、体験プラン等の参加および各種レンタルの使用をお断りいたします。

3.レッスン、ツアー、体験プラン等の停止

レッスン、ツアー、体験プラン等の参加中に発熱や咳、気分が悪くなる、お怪我をされた場合は、レッスン、ツアー、体験プラン等を停止して、引率者またはコーチ、同行していない場合は当館にお申し出いただき、直ちに医師の診察を受けてください。

4.各種レンタル使用停止

各種レンタル使用中に、発熱や咳、気分が悪くなる、お怪我をされた場合は、直ちに使用を中止し、医師の診察を受けて下さい。